

東京都庁体育会水泳部規約

(名称)

第1条 この団体は、東京都庁体育会水泳部(以下「部」という。)と称する。

(目的)

第2条 部は、部員自らが水泳技術の向上と水上安全に努めるとともに、東京都職員(ただし、警察職員及び消防職員を除く。以下同じ)の水泳指導と普及に貢献し、部活動の発展と部員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 部は、前条の目的に基づき、東京都庁体育会が主催(共催も含む。)する水泳の年間行事及び部の事業を実施し、日本水泳連盟その他各種水泳競技団体等の実施する競技に参加する。

(所属)

第4条 部は、東京都総務局人事部職員支援課内東京都庁体育会に所属する。所在地は、東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。

(部の構成)

第5条 部は、東京都職員である部員により構成される。なお、定年退職に引き続き再任用職員となる場合は、その任用可能期間満了までの間は、部員を継続することができる。ただし、再任用期間中に一度退部した場合については、残りの再任用期間において再度部員となることはできない。

(入・退部の手続)

第6条 部への入部又は退部は、それぞれ「東京都庁体育会水泳部 入部届」(様式1)又は「東京都庁体育会水泳部 退部届」(様式2)により所定の様式に基づいて部に届け出るものとし、委員会がこれを承認する。

(休部)

第7条 休部は、「東京都庁体育会水泳部 休部届」(様式3)により部に届け出るものとし、委員会がこれを承認する。

(入部費及び部費)

第8条 部への入部費は2,000円とし、入部承認後速やかに納入するものとする。

- 2 部費は、年12,000円とし、総会終了後速やかに納入する。
- 3 中途入部者の部費は、月1,000円の割で入部時に納入する。
- 4 前条の規定により休部した部員の部費は、月1,000円の割で免除する。既に納入済みの場合は、免除された金額を返金する。なお、一月の半数以上の日数を休部する場合に一月とする。
- 5 3月31日をもって定年退職又は、再任用任期満了予定の部員は、部費を免除する。ただし、定年退職に引き続き再任用職員となる部員又は、その任期の更新をする部員のうち、引き続き部員の継続を希望する場合は第2項と同様の取り扱いとする。
- 6 いったん納入した部費は、返却しないものとする。ただし、普通退職又は勧奨退職により資格を失った場合は、月1,000円の割で返却する。

(部の機関)

第9条 部に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 委員会

(総会)

第10条 総会は、部の最高決定機関で次の事項を議決する。

- (1) 部長の選出
 - (2) 委員(部員数の20%以内)及び会計監事の選出
 - (3) 収支報告
 - (4) 経過報告及び事業計画
 - (5) 規約の改廃
 - (6) その他重要な事項
- 2 定期総会は、毎年会計年度終了後2か月以内に開催する。なお、臨時総会を開催することができる。
臨時総会は、前項のほか、委員会の決定事項以外について決定する。
 - 3 総会(臨時も含む。)の議事は、出席人員の過半数の賛否をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。

(委員会)

第11条 委員会は、前条の規定により選出された部長及び委員により構成し、年間事業計画の決定及び執行にあたるものとする。

- 2 委員会は、次の者により構成する。ただし、総務に限り兼任することができる。
 - (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 総務 前条1項(2)から部長及び他の委員の合計数を差し引いた人数を上限とする。
- 3 部長は、部を代表し、部及び委員の事務の総括と指揮監督をする。
副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、これを代理する。また、口座管理を行う。
書記は、部及び委員会の文書、記録、通知、連絡、召集等の事務を行う。
会計は、収支報告等の事務を行う。
総務は、上記に属さない事務を行う。
- 4 委員会の決定事項は、次のとおりとする。
 - (1) 1件50,000円を超えない予備費の支出
 - (2) 臨時の徵収
 - (3) その他必要な事項
- 5 部長、委員及び会計監事の任期は、2年とし再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、委員会により選出し、前委員の残りの任期を引継ぐものとする。
- 6 委員会は、その事業計画の執行にあたり、事業運営委員会を置くものとする。

(開催方法)

第12条 総会、委員会、その他部が実施する事業において、オンライン又は対面及びオンラインの併用により開催することができる。

(部員の退職又は死亡)

第13条 部員が退職又は死亡により資格を失った場合は、餞別金又は弔慰金 20,000 円を支出するものとする。ただし、餞別金は在部 10 年以上の者に限る。

(会計)

第14条 部の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する。

- 2 会計監事は、会計を監査し、総会で報告する。

(OB・OG会)

第15条 OB・OG 会は、退部者(東京都職員を除く)により構成し、水泳部活動に助言・協力・参加をすることができる。

(設立年月日)

第16条 部の設立は、昭和 28 年 4 月 1 日である。

附 則

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年4月7日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年2月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23 年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26 年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27 年2月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年2月18日から施行する。

改 正

昭和52年4月21日、昭和54年4月1日、昭和55年4月7日、昭和60年4月8日、

昭和63年3月31日、平成10年3月20日、平成12年3月24日、平成17年2月26日、

平成18年7月9日、平成21年4月1日、平成23年1月1日、平成25年2月22日、平成26年2月22日

平成27年2月21日、平成31年2月23日、令和5年2月18日

(様式1)

東京都庁体育会水泳部 入部届

私は、東京都庁体育会水泳部に入部したいので、入部費を添えて、下記のとおり届出します。

ふりがな	生年 月日		生
氏名	職場		
所属			
部課			
電話	FAX		
自宅			
住所	〒		
電話	FAX		
携帯			
メールアドレス		(tootメール登録に○)	
携帯			
自宅			
職場			
その他			
得意種目とベスト記録		水泳歴	
ご挨拶			
備考	以下のユニホームが入部時の初回だけ1枚ずつ配布されますので、サイズを記載してください。 ジャージは購入を希望する場合、記載してください。 <input type="checkbox"/> シャツ(LL) <input type="checkbox"/> ハーフパンツ(L) <input type="checkbox"/> ジャージ上(LL) <input type="checkbox"/> ジャージ下(LL)		

年 月 日

東京都庁体育会水泳部長 殿

氏名

委員								
決済日								

(様式2)

東京都庁体育会水泳部 退部届

私は、東京都庁体育会水泳部を退部したいので、届出します。

年 月 日

東京都庁体育会水泳部長 殿

氏名

委員								
決済日								

(様式3)

東京都庁体育会水泳部 休部届

私は、東京都庁体育会水泳部を休部したいので、下記のとおり申請します。

氏名	空白	
考え方・留意点等		
(1)休業・休暇について ・休部事由の休業・休暇期間と同一期間を原則とする。 ・月途中復帰時は翌月1日からの復部扱いとする。 ・部費については、休部期間中は免除する		
(2)休業・休暇以外について ・承認は「年単位」とし、状況により延長可とする。 ・事務効率等の観点から事由は限定する。		
休部事由		
(1)申請期間 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
(2)申請理由(該当箇所に○。⑤は制度名を記載すること。⑥の事由は具体的な理由を記載すること) ① 介護休暇　　② 産前産後休暇　　③ 病気休暇・病気休業　　④ 海外同行休業 ⑤ 上記以外の休暇制度によるもの(制度名：) ⑥ その他被災、重篤なけがによる治療、犯罪被害等により部活動への定期的な参加が困難な場合 (具体的な理由：)		
添付書類 各種承認証明書 等		

年　月　日

東京都庁体育会水泳部長 殿

委員									
決済日									